



EVERYTHING MATTERS

**A draft report to the Japan Committee for UNICEF**

**CHILDREN'S RIGHTS NATIONAL BASELINE  
ASSESSMENT REPORT ON JAPAN**

23 April 2018

[www.dlapiper.com](http://www.dlapiper.com)

# CHILDREN'S RIGHTS NATIONAL BASELINE ASSESSMENT ("NBA")

## JAPAN

APRIL 2018

### DLA PIPER TOKYO PARTNERSHIP

3. IMPLEMENTATION AREAS	
3.1 <i>General measures</i>	
<b>Policy Commitment</b>	Has an overall policy commitment been made to implementing children's rights with respect to the business sector by, for example, endorsing CRC General Comment No. 16 and/or the Children's Rights and Business Principles?
<p>子どもの権利の保護に関して、日本が批准している主な条約等は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 児童の権利に関する条約 (United Nations Convention on the Rights of the Child) (1994年4月批准)</li><li>● 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict) (2004年8月批准)</li><li>● 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography) (2005年1月批准)</li><li>● 就業が認められるための最低年齢に関する条約 (Convention concerning Minimum Age for Admission to Employment) (2000年6月批准)</li><li>● 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 (Convention concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour) (2000年6月批准)</li></ul> <p>児童の権利に関する条約等の日本における実施状況については、国連子どもの権利委員会へ日本政府による報告書が出されている。現時点で最新のものは、「児童の権利に関する条約 第4・5回日本政府報告」(2017年6月)<sup>1</sup>である。</p> <p>「子どもの権利とビジネス原則」(Children's Rights and Business Principles) は、2014年5月に日本でも発表された(一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク、公益財団法人日本ユニセフ協会、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの3団体の共同による。)。同原則は日本政府により周知され、同原則に従った取組みが大手民間企業を中心に広がっている。</p>	
<b>Due Diligence</b>	To what extent and in what circumstances are businesses required or expected to undertake child rights due diligence or to consider children's rights as part of wider human rights due diligence?

<sup>1</sup> 外務省ウェブサイト「児童の権利条約(児童の権利に関する条約)」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>)

2018年3月末現在、人権デュー・ディリジェンスやサプライチェーン規制に関する国内法令等は存在しないが、2011年6月の国際連合人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」(Guiding Principles on Business and Human Rights) が採択されて以降、子どもの権利を含む人権デュー・ディリジェンスの重要性は日本企業にも広く認知されつつある。

一例として、2015年1月7日に日本弁護士連合会が公表した「人権デュー・ディリジェンスのためのガイドランス(手引)」<sup>2</sup>は、企業が人権課題に対する取組をいかに内部統制システムの中に位置づけるかという問題について具体的に論じ、サプライヤーとの契約における「CSR条項」(サプライヤーに対し、CSR調達基準・行動規範等を遵守する義務を負わせる条項)の導入を提唱している。「人権デュー・ディリジェンスのためのガイドランス(手引)」は、前項で触れた「子どもの権利とビジネス原則」についても言及しており、子どもの権利の尊重は企業が果たすべき人権尊重課題の一つとして位置づけられている。

日本政府は、現在、「ビジネスと人権に関する指導原則」の実施のための国別行動計画(National Action Plan)の作成に向け、関係省庁及び経済界等と協議を進めている。また、経済産業省には「CSR委員会」が設置されており、子どもの権利を含む人権課題に対する企業の責任を巡る論点につき議論、検討を進めている。

国内法令レベルでのサプライチェーン規制の策定に向けて参考となりうる動きとしては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が2017年3月に採択した「持続可能性に配慮した調達コード」<sup>3</sup>がある。そこでは、組織委員会のサプライヤー及びライセンサーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して調達コードを遵守すること、及び、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求めている。子どもの権利尊重についても、「サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。」と規定されており、具体的な取り組み事例としては「子どもの権利を含む人権を尊重するという方針を策定・公表している。」、「子どもの利用を想定した商品や施設の安全性試験を必須としている。」、「子育て中の社員のための柔軟な勤務制度を整備している。」、「将来を担う人材育成の観点から、子ども向けの環境教育等を実施している。」といったものが紹介されている<sup>4</sup>。

<b>Impact Assessment</b>	As a matter of law, policy, or practice, are officials and/or lawmakers required, expected, or encouraged to conduct child rights impact assessments or otherwise consider children's rights when adopting laws, drafting policies, issuing decrees or orders, and/or making administrative or financial decisions that relate to the business sector?
--------------------------	--

2018年3月末現在、子どもの権利に関するインパクト評価に関する国内法令等は存在しない。

<b>Reporting</b>	Are companies required to report on or otherwise disclose information about their impact on children's rights, either in general or with regard to certain issues or contexts?
------------------	--

2018年3月末現在、子どもの権利に関するインパクトについて報告する義務を企業に対して課した国

<sup>2</sup> 日本弁護士連合会ウェブサイト「人権デュー・ディリジェンスのためのガイドランス(手引)」  
([https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150107\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150107_2.html))

<sup>3</sup> 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」  
(<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>)

<sup>4</sup> 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード(第1版) [解説]」  
(<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/wcode-timber/data/explanation-1.pdf>)

内法令等は存在しない。	
<b>Public Finance / Procurement / Privatisation</b>	What requirements, expectations, or guidelines are in place for officials to consider impact on children's rights in engaging in commercial relations or supporting or investing in business activity with public funds (eg public procurement, export credit, trade missions, and State pension/sovereign wealth funds)? When involving the private sector in the provision of essential services for children (eg health, education, and alternative care), what legal and administrative frameworks ensure the ongoing accessibility, affordability, equity, and quality of services provided?
2018年3月末現在、これに関連する法令等は存在しない。公共調達におけるサプライチェーン規制について、先述の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」が存在する。	
<b>3.2 Child labour / young workers</b>	
<b>Prohibition of child labour</b>	Is there a clear legal prohibition of child labour, including the worst forms?
<p>日本国憲法で、「児童は、これを酷使してはならない。」と定められている（日本国憲法第27条第3項）。</p> <p>使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。ただし、ある一定の事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様である（労働基準法第56条）。</p> <p>ある一定の事業とは、下記の事業を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）</li> <li>(2) 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業</li> <li>(3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業</li> <li>(4) 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業</li> <li>(5) ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業</li> </ol> <p>特に、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する（義務教育である中学校を卒業する時点）までの児童について行政官庁の許可を受けて使用する場合は、学業と仕事の両立や子の健全な育成という観点から、就労できる労働時間を、就学時間（学校の授業時間）と通算して1日あたり7時間、1週間あたり40時間を限度としている。</p>	
<b>Education</b>	What is the age for completion of compulsory education, if any, and is this equal to the minimum age for admission to employment? To what extent is a free, accessible, and quality public education system available for all children?
<p>日本国憲法で、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定められており（日本国憲法第26条第1項）、また、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」と定められている（日本国憲法第26条第2項）。</p> <p>保護者は子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う（学校教育法第16条）。義務教育は小学校及び</p>	

中学校の9年間である。普通教育とは、全国民に共通の、一般的・基礎的な、職業的・専門的でない教育を指すとされ、義務教育と密接な関連を有する概念である。学齢とは学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢のことであり、日本では、満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後最初の3月31日まで）が該当する。児童を働かせてはならないとされているのと同じ年齢である。義務教育は無償とされており、すなわち、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないと定められ、授業料と教科書が無償とされている。

<b>Birth registration</b>	<b>What are the requirements and expectations on birth registration, and is there an effective registration system in place to reach all children?</b>
---------------------------	--

嫡出子出生の届出は、14日以内（国外で出生があったときは、3箇月以内）に、父又は母（嫡出でない子の出生の届出は、母）がこれをし、子の出生前に父母が離婚した場合には、母がこれをしなければならない（戸籍法第52条）。

届書には、次の事項を記載しなければならない（戸籍法第49条第2項、戸籍法施行規則第55条）。

- (1) 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出子でない子の別
- (2) 出生の年月日時分及び場所
- (3) 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
- (4) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- (5) 父母の出生年月日及び子の出生当時の父母の年齢
- (6) 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までに発生した出生については、父母の職業
- (7) 父母が同居を始めた年月

医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の順序に従ってそのうちの一人が作成する出生証明書を届書に添付しなければならない（戸籍法第49条第3項）。

日本には、各人の身分関係を明らかにするため戸籍の制度がある。戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者と婚姻した者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する（戸籍法第6条）。

<b>Protection of young workers</b>	<b>Are there clear regulations and standards on working conditions for the lawful employment of persons under age 18, including a prohibition on the use of any form of violence, including physical punishment?</b>
------------------------------------	--

未成年者の労働契約

親権者又は後見人は、未成年者に代わって労働契約を締結してはならない（労働基準法第58条第1項）。

親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向けてこれを解除することができる（労働基準法第58条第2項）。

労働時間・休日の制限（労働基準法第60条）

次の場合を除き、いわゆる変形労働時間制により労働させることはできない。

満15歳以上で満18歳に満たない者（児童を除く年少者）が、

- ・1週40時間を越えない範囲で、1週間のうち1日の労働時間が4時間内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長する場合、又は、
- ・1週48時間、1日8時間を超えない範囲内において、1か月又は1年単位の変形労働時間制を適用する

場合。

年少者は、時間外及び休日労働を行わせることはできない。

#### 深夜業の制限

使用者は、満18歳に満たない者を原則として午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯に使用することはできない（労働基準法第61条）。

#### 危険有害業務の就業制限

使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他構成労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない（労働基準法第62条第1項）。

使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない（労働基準法第62条第2項）。

#### 坑内労働の禁止

使用者は、満18歳に満たない者を坑内で労働させてはならない（労働基準法第63条）。

#### Supply chains

What measures are businesses required, expected, or encouraged to undertake to ensure the absence of child labour in their global supply chains (eg auditing, disclosure)? What efforts have been undertaken to raise awareness of these issues within the business community?

企業が、児童労働を自社の雇用関係の中で使わないのはもちろん、グローバルサプライチェーンの中や取引企業の中でも完全に児童労働を使用しないよう徹底することは、企業の社会的責任（CSR）の一部として広く受け入れられているものの、企業に対しグローバルサプライチェーン上で児童労働が存在しないことを確認させる国内法令上の規定は、2018年3月現在、存在しない。

日本経済団体連合会が日本企業向けに提唱している「企業行動憲章」の中では、児童労働について、「従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する」という条項の6項目に「児童労働、強制労働は認めない。」と明記されている。さらに「基本的心構え・姿勢」として、「就業の最低年齢に満たない児童に対する、身体的、精神的、道徳的その他の社会的発達を損なう、有害で搾取的な児童労働、ならびに従業員の意に反した苦役などの不当な労働は、基本的人権を侵害するものであることから、これを強制しない。」としている。そして、「製品が途上国などにおける児童労働・強制労働を通じて作られていないか、国際的に消費者やNGOの関心が高まっている。自社内に対する場合と同様に、グループ内企業・協力企業に対しても、児童労働・強制労働禁止を求める。」と呼びかけている。「具体的アクション・プランの例」としては、「(1) 自社内の取り組みを推進する。自社として児童労働・強制労働は行わず、かつグループ内企業・協力企業にも同様の措置を求めるという取り組み姿勢を、教育研修などを通じて従業員に徹底する。(2) グループ内企業・協力企業に向けた取り組みを推進する。① 児童労働・強制労働を通じて生産された材料・製品などは購入しないことなどを内容とする企業行動規範を、グループ内企業・協力企業向けに周知させる。② 児童労働・強制労働に関し、取引業者に対してアンケートを実施するなど、実態の把握に努める。(3) 広く社会に向けた取り組みを支援する。途上国などにおいて、教育支援や職業訓練など、児童労働・強制労働禁止に向けた各種プログラムに協力する。」などを挙げている<sup>5</sup>。

#### Sectors / groups

Which sectors of the economy present the highest risks for child labour, and what measures have been taken to address these risks? Are particular groups

<sup>5</sup> 日本経済団体連合会ウェブサイト「企業行動憲章 実行の手引き（第7版）」  
(<http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki7.html>)

	of children (eg. girls, ethnic minorities, or indigenous children) at heightened risk of exploitation? What measures have been taken to address child labour in the informal economy?
<p>国際的には、児童労働問題が実際に発生している途上国において、企業の社会的責任（CSR）活動や倫理的消費者運動の目が届かない農場、家内工業や国内消費財製造現場が数多く残されている。しかしながら、現代の日本においては、児童労働に対する問題意識はあまり高くなく、特定のセクターが取り上げられることも一般的ではない。</p>	
<b>Monitoring / enforcement</b>	<p>What mechanisms are in place for monitoring child labour (eg inspectorates)? How can children raise violations of their right to be protected from harmful labour? What are the possible sanctions, including criminal penalties that can be imposed on businesses found to be using child labour? What services are available to assist in the rehabilitation and reintegration of children found to be engaging in child labour?</p>
<p>児童労働を監視する政府機関は日本には存在しない。</p> <p>法務局による「子ども人権110番」での電話相談や、全国各地の法務局において職員や人権擁護委員が子どもの人権相談を受け付けている。</p> <p>労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効なので（労働基準法第13条）、この無効につき裁判で争うことは可能である。</p> <p>満18歳に満たない者の深夜業の制限、危険有害業務の就業制限に違反した使用者には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金刑が課され（労働基準法第119条第1号）、満18歳に満たない者の坑内労働の禁止に違反した使用者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑が課される（労働基準法第118条第1項）。</p> <p>日本において過酷な児童労働からのリハビリ・再統合プログラムは特に用意されていない。</p>	
<p><b>3.3 Decent work for parents / caregivers</b></p>	
<b>Living wage</b>	<p>What is the lawful minimum wage, if any, and what steps have been taken to ensure that this provides a living wage to parents and caregivers?</p>
<p>日本では、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている。最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類がある。</p> <p><u>地域別最低賃金</u></p> <p>産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に対し適用される最低賃金として、各都道府県別に最低賃金が定められている。</p> <p>一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める等のおそれがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金の減額の特例が認められている。例として、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者の場合がある。</p> <p>2017年10月の「地域別最低賃金」は全国平均時間当たり848円、最高額は東京都で時間当たり958円、最低額は沖縄と九州の6県及び四国の高知県で時間当たり737円である。</p> <p><u>特定（産業別）最低賃金</u></p> <p>特定の産業について設定されている最低賃金である。関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域</p>	

別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、2017年4月1日現在、全国で233件の最低賃金が定められている。

地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

### 最低賃金の決定

最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら議論のうえ、都道府県労働局長が決定する。具体的には、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、各都道府県の地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定される。

「地域別最低賃金」は、(1) 労働者の生計費、(2) 労働者の賃金、(3) 通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされている。

### **Family-friendly employment**

How are the needs and rights of parents and other employees with childcare responsibilities contemplated within laws and policies around working hours, rest periods, and holiday entitlements?

### 育児休業

1歳に満たない子を養育する男女労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業することができる。ただし、日々雇い入れられる者は除かれる（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）第5条第1項）。

期間を定めて雇用される者は、次のいずれにも該当すれば育児休業することができる。

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 子が1歳6ヶ月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）期間が満了することが明らかでないこと。

「子」は、実子、養子を問わない。

事業主は、要件を満たした労働者の育児休業の申出を拒むことができない。ただし、次のような労働者について育児休業をすることができないこととする労使協定があるときは、事業主は育児休業の申出を拒むことができ、拒まれた労働者は育児休業をすることができない（育児介護休業法第6条第1項、第2項）。

- ① その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者
- ② その他育児休業をすることができないことについて合理的な理由があると認められる労働者

育児休業の申出回数は、特別の事情がない限り1人の子につき1回であり、申し出ることのできる休業は連続した一まとまりの期間の休業である。ただし、子の出生後8週間以内の期間内にされた最初の育児休業については、特別な事情がなくても再度の取得が可能である（育児休業の再度の取得の特例、いわゆる「パパ休暇」。）

### 両親ともに育児休業をする場合（パパ・ママ育児プラスの特例）

両親ともに育児休業をする場合は、育児休業の対象となる子の年齢が、原則1歳に満たない子から原則1歳2ヶ月に満たない子に延長される。しかしながら、育児休業が取得できる期間（女性の場合は、誕生日以後の産前・産後休業期間を含む。）は、1年間である。

### 育児休業の延長

子が1歳に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達する日の翌日から子が1歳6

ヶ月（又は2歳）に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる（育児介護休業法第5条第3項、第4項）。

- ① 育児休業に係る子が1歳（又は1歳6ヶ月）に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業している場合
- ② 保育所に入所できない等、1歳（又は1歳6ヶ月）を超えても休業が特に必要と認められる場合

#### 子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。ただし、日々雇い入れられる者は除かれる（育児介護休業法第16条の2第1項）。

子の看護休暇とは、負傷し、又は疾病にかかた子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話をを行う労働者に対し与えられる休暇であり、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇とは別に与える必要がある。「疾病の予防を図るために必要な世話」とは、子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。

事業主は、要件を満たした労働者の子の看護休暇の申出を拒むことができない。ただし、次のような労働者について子の看護休暇を取得することができないこととする労使協定があるときは、事業主は子の看護休暇の申出を拒むことができ、拒まれた労働者は子の看護休暇を取得することができない（育児介護休業法第16条の3）。

- ① その事業主に継続して雇用された期間が6ヶ月満たない労働者
- ② 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- ③ 半日単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（ただし、1日単位で子の看護休暇を取得することはできる。）

#### 短時間勤務制度

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者の1日の所定労働時間が6時間以上の場合、労働者が希望すれば利用できる、所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。ただし、日々雇い入れられる者は除かれる（育児介護休業法第23条）。

短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならない（育児介護休業法施行規則第74条第1項）。

#### 所定外労働の制限

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならない。日々雇い入れられる者は除かれる。ただし、次のような労働者について、所定外労働の制限を請求することができないこととする労使協定がある場合には、対象外とすることができる（育児介護休業法第16条の8第1項）。

- ① その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者
- ② 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

#### 深夜業の制限

事業主は、小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下、「深夜」という。）において労働させてはいけない。ただし、次のような労働者は請求することができない（育児介護休業法第19条第1項）。

- ① その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者
- ② 深夜においてその子を状態として保育できる同居に家族がいる労働者

③ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

④ 所定労働時間の全部が深夜にある労働者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、下記のように必要な措置を講ずるよう努力しなければならない（育児介護休業法第24条第1項）。

① 始業時刻変更等の措置（フレックスタイムや始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度）

② 育児休業に関する制度

③ 短時間勤務制度

④ 所定外労働の制限に関する制度

**Breastfeeding**

What accommodations and other supportive measures, if any, must employers adopt to facilitate breastfeeding for working mothers?

① 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間の他、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる（労働基準法第67条第1項）。時間短縮の形で1時間にまとめて取得することもできる。

② 育児介護休業法上の育児休業制度、短時間勤務制度を利用する。

③ 従業員101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や、子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及び施行時期を定め（一般事業主行動計画）、届出、公表・周知が義務付けられている（次世代育成支援対策推進法第12条）。常時雇用する従業員が100人以下の企業には、努力義務が課せられている。

④ 保育所保育指針（児童福祉法）

乳幼児期の食事は、生涯の健康にも関係し、順調な発育・発達に欠くことができない重要なものであり、一人ひとりの子どもの状態に応じて摂取法や摂取量などが考慮される必要がある。

母乳育児を希望する保護者のために、冷凍母乳による栄養法などの配慮を行う。冷凍母乳による授乳を行うときには、十分に清潔で衛生的な処置が必要である（第12章：健康安全に関する留意事項）。

⑤ 保育所食育に関する指針（食育推進基本法）

冷凍母乳の受け入れ体制も整え、母乳育児の継続を支援できるように配慮する。

**Parental leave**

What are the minimum legal entitlements for parental leave, both paid and unpaid?

介護休業

要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、日々雇い入れられる者は除かれる（育児介護休業法第11条第1項）。

期間を定めて雇用される者は、申出時点において、次のいずれにも該当すれば介護休業をすることができる。

① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。

② 取得予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までの間に、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと。

労使協定で定められた一定の労働者も介護休業をすることはできない。

「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことである（育児介護休業法第2条第3号）。

事業主は、要件を満たした労働者の介護休業の申出を拒むことはできない。ただし、次のような労働者について介護休業をすることができないとする労使協定があるときは、事業主は介護休業の申出を拒むことができ、拒まれた労働者は介護休業をすることができない（育児介護休業法第12条第1項、第2項）。

- ① その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者
- ② その他介護休業をすることができないとすることについて合理的な理由があると認められる労働者

介護休業をすることができるのは、対象家族1人につき、3回まで、通算して93日を限度として、原則として労働者が申し出た期間である（育児介護休業法第11条、第15条第1項）。

#### 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、介護休暇を取得することができる。ただし、日々雇い入れられる者は除かれる（育児介護休業法第16条の5条第1項）。

介護休暇は、1日単位又は半日単位で取得することができる。

労使協定で定められた一定の労働者は介護休暇を取得することはできない。

#### 所定労働時間の短縮等の措置

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、連続する3年以上の期間における所定労働時間の短縮等の措置を講じなければならない（育児介護休業法第23条第3項）。

介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、2回以上の利用ができる措置としなければならない（育児介護休業法施行規則第74条第3項）。

#### 不利益取扱いの禁止

事業主は介護休業、介護休暇、所定労働時間の短縮措置等について、その申出をしたこと又は取得等を理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはいけない（育児介護休業法第16条、第16条の7、第23条の2）。

#### 介護休業中の給料

介護休業中の給料については、育児介護休業法上では特別の手当がなされていないので、原則として支払われない。

ただし、雇用保険加入者は雇用保険から介護休業給付金が支払われる。給付額は、原則として介護休業前の賃金月額額の40%相当額である。この金額と各支給対象期間の賃金との合計額が、賃金月額額の80%を超えるときには、超えた分だけ減額されて支給される。

「賃金月額」とは、6ヶ月間の平均給料のことで、ボーナスは含まれない。

雇用保険からの支給額には限度があり、上限は170,400円、下限は62,400円である。

**Non-discrimination**

Are pregnant women and nursing mothers explicitly protected against discrimination in the workplace?

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律上の不利益取扱いの禁止（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第9条）

- ① 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。
- ② 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- ③ 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと（産前産後にかかる休業）その他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- ④ 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

なお、女性が結婚退職する場合に退職金を上積みするいわゆる結婚退職上積制度は、あらかじめ支給要件が明確にされていれば賃金に当たり、男女同一賃金の原則を定める労働基準法第4条に違反する。

育児介護休業法上の不利益取扱いの禁止（育児介護休業法第10条、第16条の4、第16条の10、第20条の2、第23条の2）

事業主は育児休業、子の看護休暇、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置等及び深夜業の制限について、その申出をしたこと又は取得等を理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

**Access to services**

What measures are taken to ensure working families' access to appropriate, affordable, and quality childcare, early childhood development programmes, and other relevant community services?

児童手当

日本国内に住む0歳から中学校卒業（15歳に到達してから最初の年度末である3月31日）までの児童に支払われる。

0歳から3歳未満：月額15,000円

3歳から小学校終了前：月額10,000円（第1子、第2子）、月額15,000円（第3子以降）

中学生：月額10,000円

所得制限世帯（各地方自治体によるが、年収約960万円以上）：月額5,000円

収入などの条件を満たした1人親家庭に対しては、別途「児童扶養手当」が地方自治体から支給される。児童扶養手当の支給対象者は、離婚や死別などによって1人で子どもを育ててはいけない母子家庭又は父子家庭である。児童扶養手当は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童に支払われる。

日本では日々児童が通園する場所として保育園と幼稚園がある。

保育園

保育園は厚生労働省の管轄で、保護者に代わって乳児や幼児を預かる場所である。親が仕事や病気な

どで、子どもを長時間預ける必要がある場合に利用される。

児童福祉法により、「保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児や幼児を保育すること」を目的としている。

年齢：0歳児から小学校入学前まで

保育時間：7時頃から19時頃まで

給食：あり

保育園に預けたいのに受け入れる保育園がない、いわゆる「待機児童」の数は年々増加している。

厚生労働省の調査によると、2015年の待機児童数は45,315人だったが、2016年では47,738人となり、前年度よりも2,423人増加した。待機児童が最も多いのが東京都で、中でも東京都世田谷区は日本一待機児童が多い地方自治体で、その数は2016年で1,198人となっている。

### 幼稚園

幼稚園は文部科学省の管轄で、未就学児の教育を行う場所である。

学校教育法により、「幼児の心身の発達を助長すること」を目的としている。幼稚園は、決められた年齢になれば入園できる。

年齢：3歳になった春から小学校入学前まで

保育時間：9時頃から14時頃まで

給食：任意

現在では、幼稚園と保育園の特徴を合わせ持つ、「認定子ども園」（教育・保育を一体的に行う施設）も増えて来ており、幼稚園と保育園の違いは徐々になくなってきている。

### Monitoring / enforcement

What mechanisms are in place for monitoring the working conditions of parents and caregivers (eg inspectorates)? How can parents and caregivers raise violations of their rights?

厚生労働大臣は、育児介護休業法の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる（育児介護休業法第56条）。

厚生労働大臣が、事業主に対して上記の報告を求めたのに、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処す（育児介護休業法第66条）。

また、厚生労働大臣は、育児介護休業法に定める育児休業の申出、子の看護休暇の申出、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等についての不利益取扱いの禁止に違反してる事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれを従わなかったときは、その旨を公表することができる（育児介護休業法第56条の2）。

### 3.4 Trafficking and commercial sexual exploitation

#### Prohibition

Is there a clear criminal prohibition of activities related to child trafficking, the sale of children, the use of children in prostitution and the sale, creation, and possession of child pornography, including through digital and online media? Does criminal, civil, or administrative liability for these actions extend to legal persons, including business enterprises?

人身売買及び性的搾取に関する法令として、以下のものが存在する。

#### 人身売買の罪

児童を対象とするものに限らず、人身売買を一般的に禁止するものとして、刑法226条の2が人身売買の罪を定めている。2005年6月16日に可決された刑法改正で新設された規定である。規定内容は以下のとおりである。

(人身売買)

第二二六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

売春防止法

売春防止法は、売春を「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と定義し、売春を勧誘する行為、売春を周旋する行為、人を欺き又は困惑させて売春をさせる行為等をした者を処罰する旨定めている。

児童福祉法

児童福祉法第34条第1項第6号は「児童に淫行をさせる行為」を禁止している。これに違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（児童福祉法第60条第1項）。

児童買春・児童ポルノ

1999年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立し、2003年に処罰規定が追加されたことにより適用範囲が拡大し、2014年6月の改正では「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」へと法律名が変わり、さらなる処罰規定が追加された。現在、児童買春及び児童ポルノに関して処罰される行為は以下のとおりである。

行為態様	法定刑
児童買春	五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金
児童買春周旋	五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又は併科 (業として行った者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金)
児童買春勧誘	五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又は併科 (業として行った者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金)
児童ポルノ所持	一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
児童ポルノ提供、製造等	三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金
児童ポルノ公然陳列	五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金
児童買春等目的人身売買等	一年以上十年以下の懲役 (外国に居住する児童を相手方とする場合は二年以上の有期懲役)

法人処罰の有無

これらの処罰規定はいずれも自然人を対象としており、法人や企業に対する罰則（両罰規定）は定められていない。

<b>Extraterritoriality</b>	Can jurisdiction be asserted over offences related to the commercial exploitation of children committed outside territorial boundaries and, if so, in what circumstances?
<p>刑法 3 条は「国民の国外犯」として、日本国外において人身売買の罪を犯した日本国民にも刑法が適用されるとしている。また、刑法 3 条の 2 は、「国民以外の者の国外犯」として、日本国外において日本国民に対して人身売買の罪を犯した日本国民以外の者にも刑法が適用されるとしている。児童買春・児童ポルノ法においても、国外で犯した行為についても適用されることが明記されている（児童買春・児童ポルノ法第 10 条）。</p>	
<b>Non-discrimination</b>	Do laws, policies and programs related to child trafficking and commercial sexual exploitation apply equally to girls and boys, and to all children under age 18?
<p>これらの法律の規定は、男女を問わず、また、18 歳未満の子どもに対しても、平等に適用される。</p> <p>特に、2017 年に施行された改正刑法では、女性のみを被害の客体としていた旧来の強姦罪が、被害者の性別を問わない強制性交等罪に罪名及び構成要件が改められた（刑法第 177 条）。これにより、男子を客体として暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交をした者（13 歳未満の男子を客体とする場合については、暴行や脅迫の有無を問わない。）についても、本罪が成立することとなった。</p>	
<b>Protection</b>	What measures are taken to ensure child victims of trafficking or commercial sexual exploitation are not viewed or treated as offenders?
<p>2018 年 3 月末現在の国内法令等において、人身取引や性的搾取の被害者となった子どもの保護について、明確に定めたものは存在しない。実際、米国務省人身取引監視対策部による「2017 年人身取引報告書」（Trafficking in Persons Report）<sup>6</sup>において、日本の人身取引の現状として、「性的搾取を目的とした一部の児童の人身取引被害者は、被害者というよりも非行少年として扱われ、適切な支援を施されず、こうした人身取引犯の犯罪は、捜査も処罰も行われないままであった。」、及び、「警察の中には、性的搾取を目的とした人身取引の潜在的な被害者である児童の一部を、非行少年として扱い、人身取引犯罪の可能性のある事案として捜査せず、代わりに、児童に対して素行に関するカウンセリングを行う場合もあった。」と述べられており、人身取引や性的搾取の被害者となった子供の保護が不十分であることが指摘されている。</p>	
<b>Reparations / rehabilitation</b>	What mechanisms can child victims of sexual exploitation use to obtain reparations from responsible parties, including business enterprises? What services are available to assist in the rehabilitation and reintegration of child victims of sexual exploitation?
<p>児童相談所においては、性犯罪、児童買春及び児童ポルノの被害にあった児童について相談があった場合は、児童心理司等による面接やカウンセリングを行うとともに、必要に応じて、専門医療機関による診察等を行う等の支援を行っている。また、緊急的な保護を必要とする場合には、一時保護を行い、児童の生活の立て直しが必要な場合等には児童福祉施設への入所措置等を行っている。「3.10 Remedies」も参照。</p>	

<sup>6</sup> 在日米国大使館・領事館ウェブサイト「2017 年人身取引報告書（日本に関する部分）」  
<https://jp.usembassy.gov/ja/tip-2017-ja/>

3.5 Product safety	
<b>Protection</b>	What measures (eg research and testing) are required to ensure that products likely to be used or consumed by children do not pose risks to children's health or safety? To what extent are there restrictions on children's access to harmful products on the public marketplace, recognizing children's right to freedom of expression and information?
<p>安全に配慮された製品で、特定の安全基準を満たしているものには様々なマークが付いたものがある。</p> <p><u>PSCマーク</u></p> <p>PSCマークはProduct、Safety、Consumerを表し、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品について、国の定めた技術基準に適合した製品に付いている（消費生活用製品安全法第2条第2項、第3項）。対象製品にPSCマークがないと販売できず、SPCマークのない危険な製品が市中に出回った時は、国は製造又は輸入業者に回収等の措置を命ずることができる。</p> <p>対象製品には、製造又は輸入業者に国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特定製品」と、その中で更に第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」がある。特別特定製品には乳幼児用ベッドやライターが政令指定されている。</p> <p><u>SGマーク</u></p> <p>SGマークはSafe Goodsを表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していることを示すマークで、SGマーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が起きた場合、対人損害を賠償する制度も付加されている。SGマークの表示対象の子ども向け製品には、ベビーカー、すべり台、乳幼児用ベッド、抱っこひも、乳幼児ベッドガード、ハイチェア、ローチェアなどがある。</p> <p><u>STマーク</u></p> <p>STマークはSafety Toyを表し、14歳以下の子ども向け玩具に付けられるマークで、「安全面に注意深く作られたおもちゃ」として玩具業界が推奨するものである。一般社団法人日本玩具協会が策定した玩具安全(ST)基準に適合している玩具には、STマークが表示されている。また、STマーク付きの玩具には、対象年齢が記載されている。対象年齢が低い玩具は、喉に詰まらない大きさである、部品が外れにくい、尖った部分がない等、安全性をより配慮した設計になっている。</p>	
<b>Non-discrimination</b>	What protections exist to prevent discrimination against children as an age group or particular groups of children (eg ethnic minorities and children with disabilities) in the provision of products and services?
<p>日本には、年齢グループ、少数民族の子供、身体障害者の子供等への差別について特別な法律は存在しない。</p>	
<b>Monitoring / enforcement</b>	What body, if any, is responsible for ensuring the application of product safety and liability standards? How can businesses be held responsible for the provision of unsafe products? To what extent do liability standards provide children and their families with effective remedies and suitable reparations following the purchase or use of a product or service found to be unsafe?
<p>製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることができる（製造物責任法第1条）。</p> <p>具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを製造物責任法が定めている（製造物責任法第3条）。また、製造業</p>	

者等の免責事由や期間の制限についても製造物責任法が定めている（製造物責任法第4条、第5条）。

製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、製造物責任法の規定によるほか、民法の規定による（製造物責任法第6条）。

製造物責任については消費者庁が監督している。

製造物関連事故による被害の救済については、製造業者の消費者相談窓口や民間に設けられている各種の相談窓口のほか、国、地方公共団体の窓口及び国民生活センター、製品安全協会、各地の消費生活センターなどで相談を受け付けている。この他に被害者救済の充実を図るため、裁判外紛争処理機関として、各地の苦情処理委員会のほか、製品分野別に設けられた民間のPLセンターがある。

### 3.6 Marketing and advertising

#### General restrictions

What, if any, are the legal restrictions and prohibitions on marketing and advertising to children? Which age groups are addressed, and which forms of marketing and advertising are covered?

広告一般に対する法規制として、消費者基本法第15条では、「国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。さらに、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律等の個別の法律において、誇大広告等を禁止したり、措置命令の対象とする等具体的な規定を設けている。

しかし、日本では、今まで広告の情報や表現が子どもに及ぼす影響については、あまり問題視されてこなかった。しかし、一般的に子どもは成人と比較して広告の影響を受けやすい存在であるとみられる。広告表現の上で子どもに対する配慮が必要とされるのは、暴力や差別的な表現、親の買い物に対する子どもの影響力の拡大、友人関係に入り込み不安をあおる戦略、商業主義的な価値観の植え付けなど、多岐にわたるが、これらの広告表示規制に関する各種の法律には、子どもについての特段の配慮規定はない。

子どもの保護に着目したものとしては、児童の権利に関する条約において、「児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する」としている。

また、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、広告も含む有害な情報の閲覧機会の最小化手段としてのフィルタリングの普及等を内容とする、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が施行されている。さらに、都道府県においては、青少年の健全育成という観点から、青少年保護育成条例に広告に関する規定が設けられている。

民間においては、広告表示も含め、事業者団体等による自主的な取組が行われている。

例えば、一般社団法人日本民間放送連盟は「日本民間放送連盟放送基準」を策定し、同基準の第3章「児童および青少年への配慮」及び第14章「広告の取り扱い」において児童及び青少年に関する規定を置き、さらに、（付）児童向けコマーシャルに関する留意事項を別途定めている。

さらに、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（青少年の保護と健全な育成を目的とし、webサイト及びアプリケーションの運用管理体制の審査・認定及び啓発・教育を行う第三者機関。認定を受けたwebサイト及びアプリケーションは、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律において携帯電話会社が青少年に原則提供するフィルタリングの制限から解除される。）が策定した「モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準」でも、広告掲載基準を設けており、青少年の保護と健全育成の観点から、広告表現・内容、広告掲載手法等に関する規定を設けている。

最近では、公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、2016年11月に、企業の広告とマーケティングにおける子どもの権利の保護等を目的とした「子どもに影響のある広告及びマーケティング

に関するガイドライン」を策定・公表している。同法人は、上記ガイドラインを、事業者等に自主的な判断に基づいて、広告及びマーケティングにおける指針として活用されることを意図して作成したものであるとした上で、事業者や関連団体に対し、子どもへの影響という観点からそれぞれの広告・マーケティングの在り方を見直すことを要望している。

<b>Harmful products</b>	Have targeted measures been adopted to prohibit or restrict the marketing and advertising of harmful, unhealthy and dangerous products and services to children (eg alcohol, tobacco, and unhealthy food/beverages)? Are there clear restrictions on the marketing of breast-milk substitute to the general public?
-------------------------	---

法律上の規制はないが、各団体が自主基準を定めている。

酒類については、広告審査委員会が以下の自主基準を定めている（酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準）。

- (1) 未成年者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
- (2) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞・雑誌、インターネット、チラシには広告は行わない。
- (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組の直前直後にはスポット広告は極力行わない。
- (4) 未成年者を広告のモデルに使用しない。
- (5) 主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない（使用する場合は25歳以上のタレントを使用する）。
- (6) 主として未成年者が使用する衣類、玩具、ゲーム等に酒類の商品ロゴ、商標を使用しない。

たばこについては、一般社団法人日本たばこ協会が自主基準を定めている。

- (1) 以下の媒体を用いた製品広告は行わない
  - ・ テレビ、ラジオ、シネマ、TVボード、インターネット
  - ・ 屋外広告看板、公共交通機関などの公共性の高い場所の広告媒体
- (2) 新聞、雑誌等の印刷出版物を用いた製品広告を行う場合には以下による。
  - ・ 未成年者向けのものには製品広告を行わない。
  - ・ 広告の記載面及び面積を限定し、さらに、日刊新聞紙については、広告回数を制限する。
- (3) 未成年者を対象とする、または未成年者に訴求する製品広告・販売促進活動は行わない。
  - ・ 主として未成年者に人気のあるタレント、モデルまたはキャラクターを製品広告に用いない。
  - ・ 販売促進物は、主として成人を対象とするものとする。
  - ・ 見本たばこの配布は、未成年者および非喫煙者を対象として行わない。また、公共性の高い場所では行わない。

<p>母乳育児を阻害しないため、粉ミルクの広告についても自主規制がある。ただし、満9ヶ月以後の赤ちゃんが飲む「フォローアップミルク」の広告については、広告規制はない。</p>	
<p><b>Channels / locations</b></p>	<p>Which communication channels, including digital media, and physical settings, including schools and other places where children are likely to spend time, are contemplated in restrictions on advertising and marketing to children?</p>
<p>テレビ番組、ラジオ番組、新聞・雑誌、インターネット、チラシ、未成年者が使用する衣類、玩具、ゲーム、屋外広告看板、公共交通機関などの公共性の高い場所の広告媒体等について、酒類、たばこ業者の広告についての自主基準が定められている。</p>	
<p><b>Techniques</b></p>	<p>Are there restrictions on the use of particular techniques that may appeal to children, such as the use of cartoon characters?</p>
<p>未成年者にアピールするキャラクター、タレントを製品広告に用いない等の酒類、たばこ業者の広告についての自主基準が定められている。</p>	
<p><b>Consumer information</b></p>	<p>Are there requirements for product labelling to display relevant information about publicly available goods and services in a clear, truthful, and easy-to-understand fashion that is accessible and known to children and families?</p>
<p>消費者が日常使用する繊維製品（衣類等）、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法が定められている。</p> <p>内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする（家庭用品品質表示法第3条1項）。</p> <p>(1) 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項</p> <p>(2) 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項</p>	
<p><b>Use of children</b></p>	<p>What restrictions and protections are in place on the use of children in advertising campaigns, including as brand ambassadors?</p>
<p>3.2に記載したとおり、児童は満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。ただし、行政官庁の許可を受けて満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することや、映画の製作又は演劇の事業について、満13歳に満たない児童を行政官庁の許可を受けて使用する場合の規制のほか、児童労働についての法的制限はない（労働基準法第56条）。</p>	
<p><b>Monitoring / enforcement</b></p>	<p>What body is responsible for monitoring and clearing commercial advertisements? How can businesses that violate advertising and marketing standards be sanctioned?</p>
<p>広告の審査を行う機関として、民間の公益社団法人日本広告審査機構や公益財団法人広告審査協会がある。しかし、過度・不適切な広告について、公益社団法人日本広告審査機構からの警告等を含んだ対処がなされているが、強制的に広告を中止させたり、修正させたりする権限はなく、罰則も設けられていない。</p>	
<p><b>3.7 Media</b></p>	
<p><b>Privacy</b></p>	<p>Do children have a recognized right to privacy under the law, including the right to not have data or information electronically stored or made publicly available? Are media outlets prohibited from identifying child victims, children involved in court proceedings, or children in otherwise vulnerable situations?</p>

子どもに対しても、成人と同等のプライバシーの保護や個人情報の保護が与えられる。

少年法第61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と定め、罪を犯した少年（20歳未満の者）のプライバシーを成人よりも強く保護している。

犯罪被害者の実名報道については、法令等で統一的な基準が設けられているわけではなく、犯罪被害者等基本法に基づき策定された「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）<sup>7</sup>において「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する」とされているほか、マスメディア各社の報道基準による自主規制に委ねられている部分が多い。

刑事裁判においては、刑事訴訟法第290条の2において、裁判所は、子どもを被害者とする事件等の一定の事件の被害者等から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができると定められている。

**Access**

What measures have been taken to ensure that all children have access to digital and online media services in an equitable, non-discriminatory manner?

2018年3月末現在、国内法令等において、そのような制度は特に存在しない。

**Protection**

Are there legal frameworks in place to protect children from exposure to material that is harmful to their wellbeing while recognizing children's right to information and to freedom of expression? What measures have been taken to develop and promote digital literacy for children and families, including an understanding of both the benefits and risks of online activities?

<sup>7</sup> 「第3次犯罪被害者等基本計画」 (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/pdf/info280401-dai3keikaku.pdf>)

青少年を取り巻く有害な環境に対しては、各都道府県が青少年育成条例を定めている。青少年に有害な図書・映画・広告物の「有害図書類」への指定及び販売等の規制を通じて、青少年が有害な情報に触れないようにする制度が規定、運用されている。憲法上の表現の自由との緊張関係については、学説上は異論も強いが、最高裁は合憲との判断を下している（最三判平成元年 9 月 19 日刑集 43 卷 8 号 785 頁（岐阜県青少年保護育成条例最高裁判決））。

また、オンライン上の有害な情報から青少年を保護するための法令として、2008 年 6 月に成立した青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）がある<sup>8</sup>。

同法は、青少年（18 歳未満の者をいう）のインターネット利用に関し、「インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資すること」を目的としている（青少年インターネット環境整備法第 1 条）。同法では、「青少年の健全な成長を著しく阻害する」情報を「青少年有害情報」と定義し、犯罪等の刑罰法令に触れる行為や自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報や、性行為又は性器等のわいせつな描写等の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報、殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写等の著しく残虐な内容の情報を青少年有害情報の例として挙げている（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 3 項、第 4 項）。そして、インターネット接続サービス提供事業者等に対し、サービス提供時の年齢確認や情報フィルタリングサービスの提供等の青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置を取ること等を義務付けている（青少年インターネット環境整備法第 13 条以下）。

また、インターネットの適切な利用に関する国及び地方公共団体の教育等の推進義務が定められている（青少年インターネット環境整備法第 9 条）ほか、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとされ（青少年インターネット環境整備法第 12 条）、青少年の保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとしてされている（青少年インターネット環境整備法第 6 条）。

**Online protection**

What legal frameworks exist, including under criminal law, to protect children from online exploitation and harassment? What mechanisms are available for reporting and removing illegal content on the Internet? How have safe environments on the Internet for children been cultivated and encouraged?

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）は、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童（18 歳未満の者をいう）を保護し、もって児童の健全な育成に資するため、「インターネット異性紹介事業」（いわゆる出会い系サイト）を利用して児童を相手方とする異性交際を求める書き込みをすることの禁止（出会い系サイト規制法第 6 条）し、出会い系サイト運営事業者に対し、児童が出会い系サイトを利用することを禁止する旨の表示義務（出会い系サイト規制法第 10 条）を定めるほか、事業の届出、利用者が児童でないことの確認、禁止行為に係る書き込みの削除等の義務を負わせている。同法に違反する行為には罰則（懲役、罰金又は過料）が科される。

<sup>8</sup> 同法の解説等の参考情報として、内閣府ウェブサイト ([http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet\\_torikumi/hourei.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/hourei.html)) を参照。

子どもにとって有害な情報に限らないが、インターネット上の違法・有害情報（わいせつな描写、児童ポルノ、売春周旋目的の誘引、出会い系サイト規制法違反行為、薬物犯罪等を唆す行為、規制薬物の広告等）の通報受付窓口として、インターネット・ホットラインセンターがある<sup>9</sup>。インターネット・ホットラインセンターは、2006年6月1日から運用が開始され、一般のインターネット利用者から受けた通報を分析し、違法情報や有害情報と判断した場合は、警察庁に情報提供するとともに、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等の対応を依頼し、それに従って、刑法や児童買春・児童ポルノ法違反事件として検挙したり、情報を削除したりするなどの対応が関係各機関により行われている。

### 3.8 Security (省略)

### 3.9 Conflict zones and situations of emergency (省略)

### 3.10 Remedies

#### Mechanisms

What mechanisms are available for children to bring complaints about business-related violations (eg courts, national human rights institutions ("NHRIs"), and children's ombudspersons)?

Business-related violation に関する特別な制度は存在しないが、子どもが自己の権利侵害一般について申告し、権利擁護を求める手段としては、以下のものが挙げられる。

#### 児童相談所

児童（満十八歳に満たない者をいう。以下、本項において同じ。）の福祉に関し、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする施設（児童福祉法第12条）。2017年4月1日現在、全国に210か所ある。

#### 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童等を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第41条）。2016年10月1日現在、全国に603か所ある。

#### 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法43条の2）。2016年10月1日現在、全国に46か所ある。

#### 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法44条）。2016年10月1日現在、全国に58か所ある。

#### 人権委員会設置法案について

<sup>9</sup> <http://www.internethotline.jp/>

児童の権利を含む人権問題の救済について、現在は法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局及び地方法務局、人権擁護委員）が担っているが、政府からの独立性を有する立場で活動のできるより公正中立な機関を創設するべきであるという観点から、新たな「人権委員会」の設置が目指されている。

<b>Standing</b>	Are children permitted to file complaints and initiate legal proceedings in their own name and without the need for official authorization or parental approval?
-----------------	--

民事訴訟においては、未成年者は、原則として訴訟能力を有せず、法定代理人によってのみ訴訟行為をすることができる（民事訴訟法第 31 条）とされているため、親権者等の法定代理人の関与が必要である。なお、民法上の法律行為（民法第 5 条）とは異なり、法定代理人の同意では足りない。

人事訴訟の場合、婚姻や親子関係等といった身分上の問題が争われるものであり、本人の意思を重視すべきであることから、未成年者も意思能力を有する限り訴訟能力が認められる（人事訴訟法第13条第1項）。

家事事件の場合、民事訴訟と同じく、未成年者は原則として手続行為能力を有しないとされている（家事事件手続法第17条1項）。しかし、家事事件の中には、未成年後見人の選任等、身分関係が問題とされる類型の事件があり、そのような場合には本人の意思を尊重すべきことから、事件類型の性質に応じて、意思能力がある限り手続行為能力を認める規定が置かれている。

<b>Time limits</b>	Are deadlines for bringing cases related to rights violations that occur during childhood extended so that time periods do not begin running until children reach the age of majority?
--------------------	--

2018 年 3 月末現在の国内法令等において、そのような制度は存在しない。

<b>Legal assistance</b>	To what extent is free and child-friendly legal advice and assistance available to child victims of business-related violations considering remedial options or wishing to pursue a complaint, including through official legal aid programs, NHRIs, NGOs, university-based legal aid clinics and pro bono arrangements?
-------------------------	--

2018 年 3 月末現在の国内法令等において、制度化されたものは存在しない。

<b>Group litigation</b>	Are collective complaints, class action lawsuits and other forms of group litigation authorized to address multiple and similar violations of children's rights? If so, does this require the identification and involvement of individual children?
-------------------------	--

2018 年 3 月末現在の国内法令等において、そのような制度は存在しない。

<b>Resolution</b>	To what extent are legal proceedings involving children prioritized within the justice system?
-------------------	--

2018 年 3 月末現在の国内法令等において、子どもに係る事件を優先して処理するような制度は存在しない。

本報告書は、ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所が、公益財団法人 日本ユニセフ協会の依頼を受けて作成し、2018年4月23日に提出したものである。本報告書は提出日現在における暫定版であり、今後、変更及び改定がなされる可能性がある。